

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	地方税及び保険料の滞納管理に関する事務 基礎項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

下妻市は、地方税及び保険料の滞納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

下妻市長

公表日

令和7年7月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税及び保険料の滞納管理に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、市県民税・森林環境税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料について、徴収及び滞納処分等、公正・公平な徴収事務を行う。滞納している個人・法人に対し、納税交渉、納税催告、財産調査を行う。
③システムの名称	滞納整理システム、統合宛名システム、収納消込システム
2. 特定個人情報ファイル名	
滞納者情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年法律第27号） ・第9条第1項 別表の24の項（市税、国民健康保険税） ・第9条第1項 別表の85の項（後期高齢者医療保険料） ・第9条第1項 別表の100の項（介護保険料） 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（令和6年号外デジタル庁、総務省令第9号） ・第16条（市税、国民健康保険税） ・第46条（後期高齢者医療保険料） ・第50条（介護保険料）
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	■情報照会を実施する。 番号法 第19条第8号 別表第二（27の項、82の項、94の項、116の項） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第7号） ■情報提供は実施しない。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部収納課
②所属長の役職名	収納課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	下妻市市民部収納課 茨城県下妻市本城町三丁目13番地 TEL:0296-43-2111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	下妻市市民部収納課 茨城県下妻市本城町三丁目13番地 TEL:0296-43-2111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)により示された留意事項等を遵守している。	
9. 監査		
実施の有無	[☒] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等以下の対策を講じている。 ・ 特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠可能な場所に保管することを徹底する。 ・ 情報資産は必要に応じ鍵付きのケース等に格納し、暗号化又はパスワードの設定を行う等、情報資産の不正利用を防止するための措置を講じている。 以上の対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月6日	I－5－②	収納課長 松本 博	収納課長 斉藤 英明	事後	
平成29年7月14日	I－1－③	滞納整理システム 統合宛名システム	滞納整理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	事前	
平成30年7月13日	I－1－③	滞納整理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	滞納整理システム 統合宛名システム	事後	
平成30年7月13日	I－3	番号法第9条第1項、別表第一の第16項 並びに番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第16、59、68、94項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第16条、第24条、第46条、第50条	事後	
令和1年6月17日	I－5－②	収納課長 斉藤 英明	収納課長	事後	
令和1年6月17日	IV－1～5		「リスク対策」項目の追加	事後	
令和7年7月1日	評価書名	地方税及び保険料の滞納管理に関する事務 基礎項目評価	地方税及び保険料の滞納管理に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和7年7月1日	公表日	令和元年6月17日	令和7年6月27日	事後	
令和7年7月1日	I－1－②	地方税法等の規定に則り、 個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料)、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ① 収納状況の照会 ② 滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③ 納付書等の返戻	地方税法等の規定に則り、市県民税・森林環境税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料について、徴収及び滞納処分等、公正・公平な徴収事務を行う。滞納している個人・法人に対し、納税交渉、納税催告、財産調査を行う。	事後	
令和7年7月1日	I－1－③	滞納整理システム 統合宛名システム	滞納整理システム、統合宛名システム、収納消込システム	事後	
令和7年7月1日	I－3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第16、59、68、94項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第16条、第24条、第46条、第50条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) ・第9条第1項 別表の24の項(市税、国民健康保険税) ・第9条第1項 別表の85の項(後期高齢者医療保険料) ・第9条第1項 別表の100の項(介護保険料) 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(令和6年号外デジタル庁、総務省令第9号) ・第16条(市税、国民健康保険税) ・第46条(後期高齢者医療保険料) ・第50条(介護保険料)	事後	
令和7年7月1日	I－4－①	実施しない	実施する	事後	
令和7年7月1日	I－4－②	なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報照会・提供は行わない。	■情報照会を実施する。 番号法 第19条第8号 別表第二(27の項、82の項、94の項、116の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第7号) ■情報提供は実施しない。	事後	
令和7年7月1日	I－7	下妻市市民部収納課 茨城県下妻市本城町二丁目22番地 TEL:0296-43-2111(代表)	下妻市市民部収納課 茨城県下妻市本城町三丁目13番地 TEL:0296-43-2111(代表)	事後	
令和7年7月1日	I－8	下妻市市民部収納課 茨城県下妻市本城町二丁目22番地 TEL:0296-43-2111(代表)	下妻市市民部収納課 茨城県下妻市本城町三丁目13番地 TEL:0296-43-2111(代表)	事後	
令和7年7月1日	II－1	平成31年1月31日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年7月1日	II－2	平成31年1月31日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年7月1日	IV－8		十分である	事後	
令和7年7月1日	IV－8		「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)により示された留意事項等を遵守している。	事後	
令和7年7月1日	IV－9		自己点検	事後	
令和7年7月1日	IV－11		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和7年7月1日	IV－11		十分である	事後	
令和7年7月1日	IV－11		滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等以下の対策を講じている。 ・ 特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠可能な場所に保管することを徹底する。 ・ 情報資産は必要に応じ鍵付きのケース等に格納し、暗号化又はパスワードの設定を行う等、情報資産の不正利用を防止するための措置を講じている。 以上の対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	